第１部

はじめに

第１章　総合計画後期基本計画の策定にあたって

１｜後期基本計画策定の趣旨

藤井寺市では、平成 28 年６月に「つどい つながり 育つまち　ふじいでら」をまちの将来像とする「第五次藤井寺市総合計画」（以下「第五次総合計画」という。）を策定し、立地の良さや豊かな歴史文化資源といったまちの強みを活かしつつ、人々の交流とネットワークの構築により、まちの魅力を高め、理想的な住まいとして人とまちが成長していくまちづくりを計画的・総合的に展開してきました。

第五次総合計画では、これからめざしていくまちの将来像やまちづくりの基本的な理念などを基本構想に描き、計画期間の８年間を前期と後期の４か年に分け、目標に到達するための施策を示す基本計画を策定することとしています。

このたび、前期基本計画が令和元年度で終了することから、令和 2 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「第五次総合計画後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）を策定するものです。

後期基本計画の策定においては、前期基本計画に基づき推進してきた各施策の成果等を検証し、その結果や社会情勢の変化を踏まえながら基本構想で掲げた将来像をめざしたまちづくりを着実に進めるための施策と具体的な方向性を定めることとし、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し、効率的・効果的な行政運営、様々な主体が協働しながら、幅広い視点を持った取組を進めるための指針とします。

あわせて、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）※」の実現に向け、本市においてもその取組を推進するものとします。

２｜第五次総合計画の位置づけ及び役割等

第五次総合計画は、平成 27 年に定めた「藤井寺市総合計画策定条例」に基づき策定した本市のまちづくりの最上位計画であり、以下の 5 つの役割を持った計画です。

①行政運営の基本となる最上位計画
②市民と将来像・目標を共有し、協働で進めるまちづくり計画
③将来像・目標を実現するための行政の経営計画
④ SDGs の実現に向けて関連性を持たせた計画
⑤他の行政機関との相互調整の指針となる計画

※ SDGs：平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標で、その下に、169 のターゲット、232 の指標が定められている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき課題であり、また、自治体などが取り組むべき目標のこと。

第2章 計画の構成と期間

1 | 計画の構成

第五次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画（年次計画）の３層構造で構成するものとします。

(1) 基本構想

本市がめざすべき将来像を方向づけるとともに、まちづくりの基本的な理念などを示し、長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを定めます。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を、市民、行政等の担うべき役割を踏まえて総合的、体系的に明らかにするものであり、実現性を確保するため、あわせて成果指標を設定します。

(3) 実施計画（年次計画）

基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針として本書とは別に作成します。

■総合計画の構成概念図

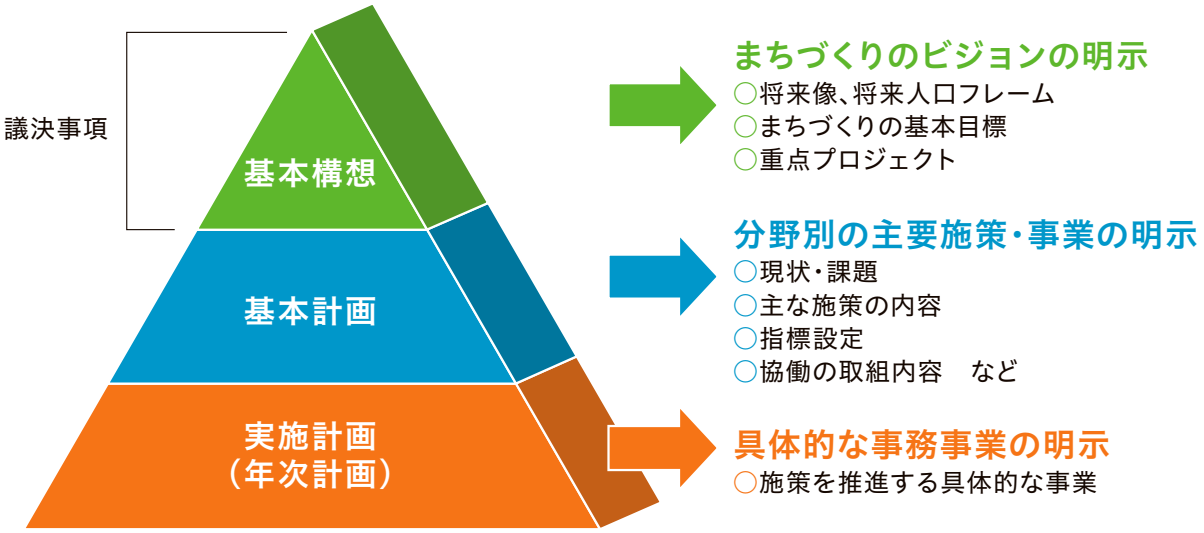

(4) 部門別計画等との関係について

第五次総合計画と市の部門別計画との関係を整理し、市全体の計画体系を明確にします。

また、部門別計画についても、第五次総合計画の検討と合わせ、必要に応じて見直しを行い、同時期及び今後策定する予定の部門別計画については、第五次総合計画を踏まえた内容として、計画期間など可能な限り整合を図るものとします。

(5) 第五次総合計画の進捗管理及び評価手法の検討

各政策・施策、事務事業の進捗管理や評価を行うことによる PDCA のマネジメントサイクル※を、より実効的なものとするための手法について検討を進めることとします。

また、各施策の達成状況を示すものとして「まちづくり指標」を設定し、現況値（令和元年度における値）と目標値（本計画の目標年次である令和５年度における値）で表したものを「第２章分野別計画」に示しています。

■まちづくり指標の見方（例）

指標名	単位	現況値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
市民の〇〇参加率	%	77.1	85.0
〇〇の利用件数	件	― （H30：4）	6

現況値は令和元年度の値を基本としていますが、本計画策定時に確定値が出ていない場合には平成 30 年度の値を（　）で表記しています。

2 ｜ 計画の期間

第五次総合計画は、市長マニフェスト※と整合を図った計画とすべく、「基本構想を平成 28 年度から令和 5 年度までの８年間、基本計画を４年間（前期、後期各４年間）」としています。

この位置づけに準じて、本計画は、令和 2 年度から令和５年度までの 4 年間を計画期間とします。

なお、実施計画については、３年間のローリング方式※で毎年更新することにより実効性の高い計画とします。

■基本構想を８年間、基本計画を４年間（前期、後期各４年間）

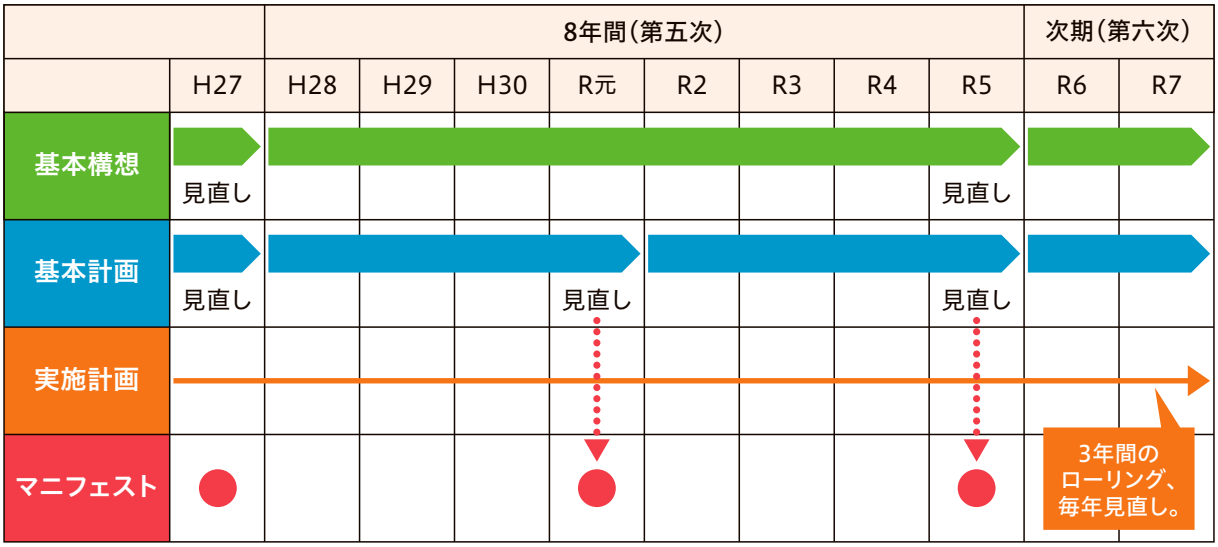

※マネジメントサイクル：戦略の立案から評価に至るまでのプロセスとして、例えば、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のサイクルに表したもの。事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方をさす。
※市長マニフェスト：市長選挙であげた選挙公約を実現するための市政運営政策集のこと。
※ローリング方式：行政サービスとしての施策・事業の実施状況に応じて、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実との乖離を調整していく方法。

第3章 まちを取り巻く背景

1 | 社会の潮流

(1) 超高齢・人口減少社会の到来

今後、人口減少と少子化、高齢化が進むことにより、社会保障費の増加や医療・介護サービス等の需要の急激な増大が予測されています。

また、現在の人口増加を前提とした社会システムの見直しが必要となっており、公共施設をはじめとする施設は、機能の集約や統廃合によりスリム化に努めていくことが課題となっています。

(2) 人生 100 年時代の到来

今後、高齢化がさらに進み、「人生 100 年時代」を迎えることが予測されています。そのような長寿社会においては、いつでも学び直し・働き直しができる社会が求められています。

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、人々は心の豊かさや生活の質の向上を求める傾向が強まっています。生涯にわたって、一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方を選択することができ、個性と能力を十分に発揮できる環境が必要になっています。

(3) 地域共生社会の実現

平成 28 年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が、厚生労働省に設置されました。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生社会の実現が求められています。

(4) 安全・安心の確保

今後、南海トラフ巨大地震※が高い確率で発生することが予測される中で、大型台風や近年の集中豪雨などを含め、大規模災害に対応する必要があります。

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の大阪府北部地震や台風 21 号など、近年、頻発している大規模な自然災害では行政機能が維持できず、地域コミュニティ※による助け合いや正確な情報周知が重要になっています。地域の見守りや支え合いの輪によって、防災や防犯に対応する必要性が、再認識されるようになっています。

(5) 雇用・労働環境の確保

高齢化の進行や団塊の世代の大量退職、生産年齢人口（15 ～ 64 歳）の減少により労働力人口が減少しつつある中、ダイバーシティ※に取り組む企業が増加しています。

また、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス※の推進、働き方改革等、労働環境の整備に向けた法整備や取組が進んできています。

※南海トラフ巨大地震：日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード（Ｍ）９級の巨大地震のこと。
※地域コミュニティ：地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まり。
※ダイバーシティ：「多様性」のことで、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。
※ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざす概念や取組のこと。

(6) 観光交流の拡大

東京オリンピック・パラリンピックの開催をはじめ、大阪・関西万博（2025 年）の開催、リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開業（2027 年予定）、さらには大阪までの延伸などを契機に、観光交流に対する期待が高まっています。国や都道府県では、インバウンド※の増加に注力しています。国際的な観光客の受け入れ拡充は、経済の面からみても大きなインパクトとなっています。

(7) 世界文化遺産登録の実現

令和元（2019）年７月に百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産に登録されたことにより、より一層の保存・管理に努める必要があり、シビックプライドを醸成し、保存・管理体制への地域コミュニティの主体的参画が求められます。また、世界遺産のあるまちとして注目されることが期待されます。

(8) 情報化・デジタル化の進展

ICT（情報通信技術）の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※の利用拡大、AI（人工知能）やビッグデータ等の活用により、人々の日常生活や企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化しています。

(9) 地球環境問題

化石燃料の大量消費や世界的な人口増加等により、二酸化炭素等の温室効果ガス※の排出量が増加しています。地球温暖化※問題は、生態系や食糧、健康等、世界中のあらゆる場所に影響を及ぼす問題であり、我が国でも気候変動や季節感の喪失等が年々起こりつつあります。

(10) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27（2015）年９月に開催された国連サミットで、2030 年までの長期的な開発の指針として、17 の国際目標・169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。我が国においても、８つの優先課題と具体的施策が定められ、各地方自治体の積極的な推進が求められています。

(11) 地域の特色を活かした自立経営

平成 12（2000）年の地方分権一括法の施行以降、地域での自立的な取組が進められており、ふるさと納税やクラウドファンディング※等、資金調達の仕組みが各地で多様化しています。

人口減少、高齢化、安全・安心への対応、子育て支援、コミュニティ強化等、地域を取り巻く課題は多様であり、地域課題の解決に向けて、様々な主体が地域への関わりを強めています。

また、平成 28（2016）年から地方創生に取り組み、人口減少と地域経済縮小を克服するための各種施策を推進しています。

※インバウンド：訪日外国人による日本国内旅行のこと。
※ SNS（エスエヌエス）：Social Networking Service の略で、インターネット上でコミュニケーションの場を提供する会員制のサービス、又はそうしたサービスを提供するウェブサイトのこと。
※温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称のこと。二酸化炭素、水蒸気、フロン、メタンなどが該当する。
※地球温暖化：二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、大気や海洋の温度が上昇し、気候が急速に温暖化すること。
※クラウドファンディング：新規・成長企業と投資家とをインターネットサイト上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組みのこと。

2 | 藤井寺市の現況

(1) 人口・世帯

1 人口の状況と推計

●本市の人口は、平成7年の66,988人をピークにほぼ横ばいかやや減少の傾向を示しています。年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)はともに減少が続いており、老年人口(65歳以上)は増加し、全国的な傾向と同様、少子化・高齢化が進行しています。

●本計画期間中における推計では、総人口の減少が予測され、令和5年では62,884人と、平成2年～平成22年を基点とした推計より、さらに人口減少が進むことが予測されます。

■人口の動向と推計

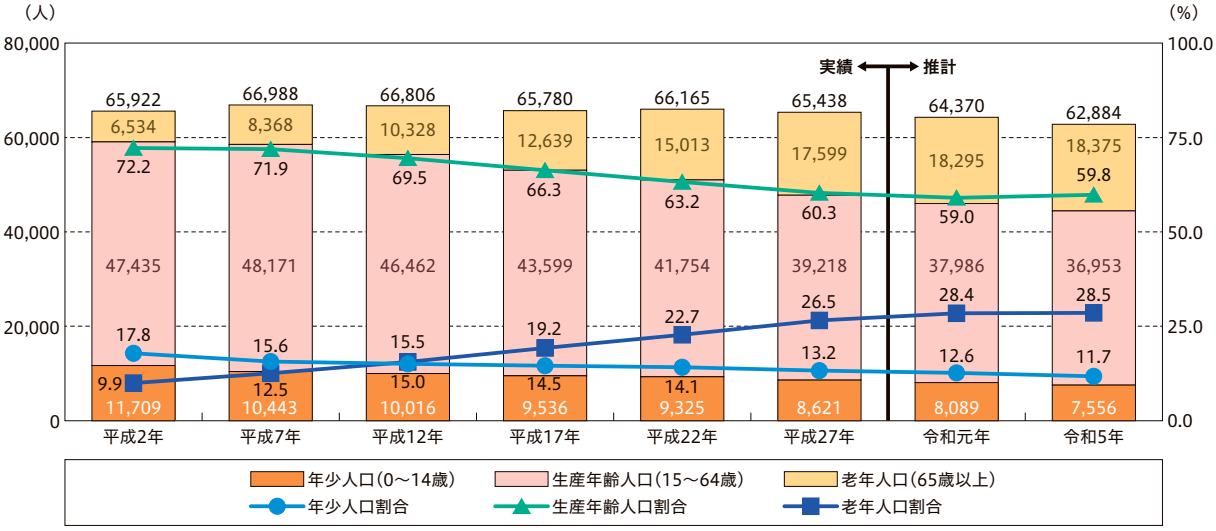

資料：平成2年～平成27年は国勢調査（各年10月1日）
　　令和元年、令和5年における推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計から算出。
※年齢不詳を除いているため、年齢別人口を合計したものと総人口が合致しないことがあります。

2 一般世帯数の推移

●総人口の横ばいかやや減少傾向に対して、世帯数は増加が続いていることから、1世帯当たりの人員が減少し、世帯規模が縮小しています。

■一般世帯数、1世帯当たりの人員の推移

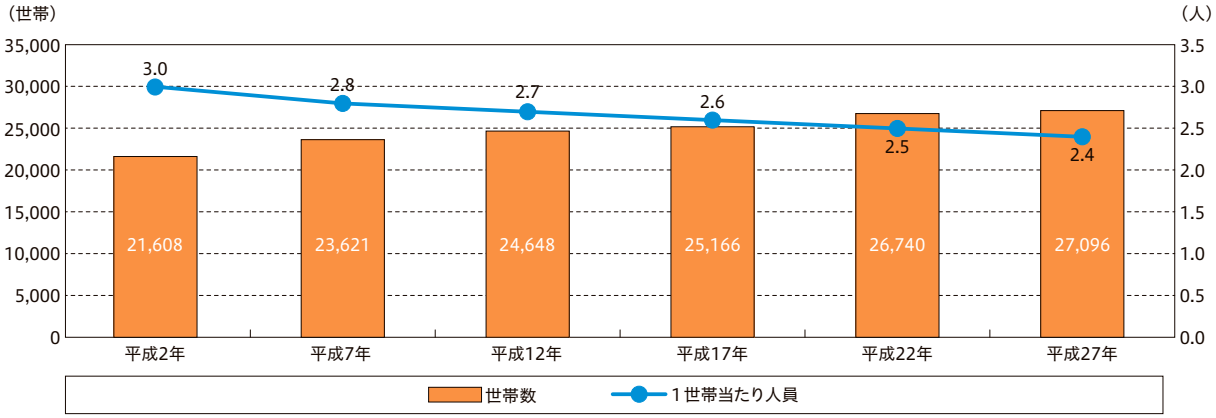

資料：国勢調査

(2) 歳入・歳出

●歳入の状況をみると、平成 20 年度以降増加傾向にありますが、平成 26 年度以降は増減しながらほぼ横ばいで推移しています。地方交付税や国庫支出金等に依存している部分が多く、自主財源比率は平成 19 年度をピークに減少傾向にあり、平成 28 年度、平成 29 年度で一度 3 割台まで低下していますが、平成 30 年度には平成 25 年度と同水準の 4 割台まで若干上昇しています。

●歳出の状況をみると、平成 26 年度以降も人件費はほぼ横ばいで推移しています。また、高齢化の進展等により扶助費は増加傾向にあり、平成 27 年度～平成 29 年度の 3 か年では 70 億円を超えており概ね過去 10 年間の中で最も高くなっています。

■歳入の推移

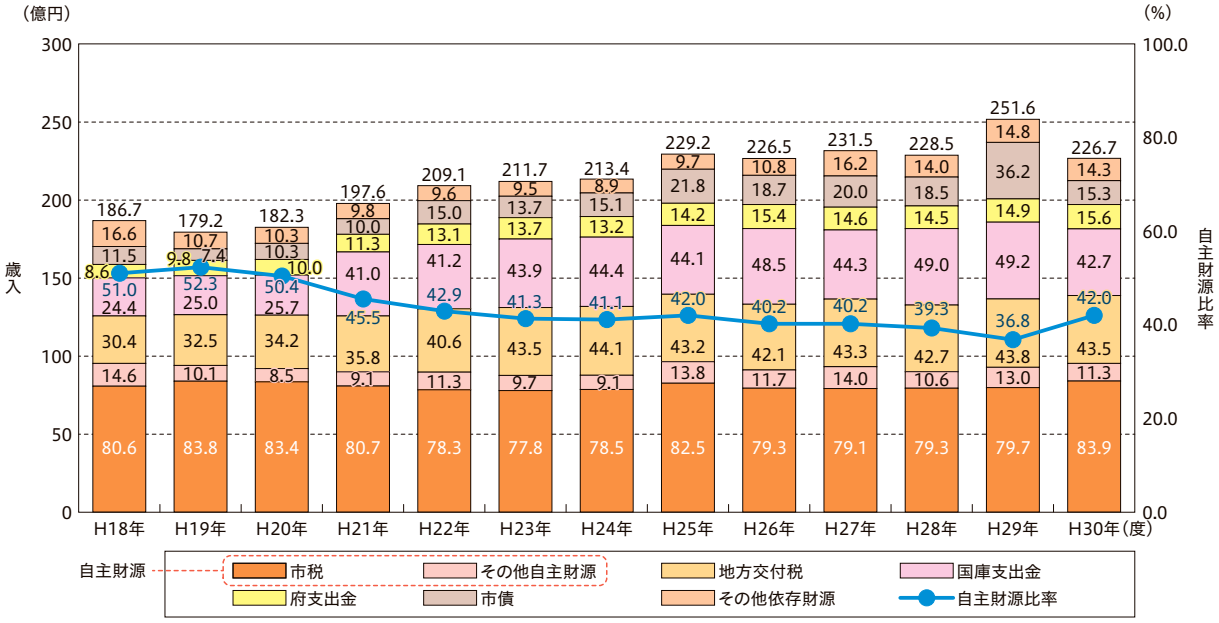

資料：地方財政状況調査（各年度）

■歳出の推移

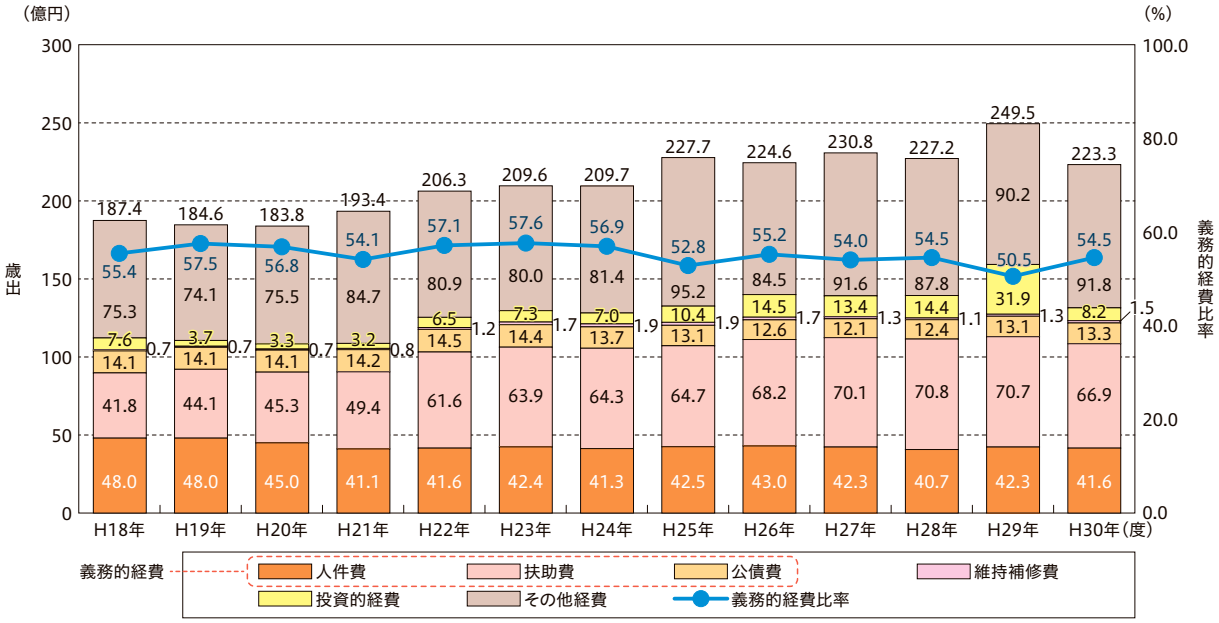

資料：地方財政状況調査（各年度）

3 | 前期基本計画の推進状況

将来像の実現に向け、「住みたいまち」「訪れたいまち」「住み続けたいまち」といった3つの基本目標からなる9つの基本方針に基づき、施策を設定し、取組を進めています。

なお、重点戦略及び共通施策は、基本方針にまたがるため、基本方針内で包括的に進捗状況をみています。

(1) 住みたいまち

1 安心して子どもを生み育て、未来を拓くまちづくり

待機児童※の解消や多様な教育・保育ニーズの対応に向け、就学前教育・保育施設の整備や民間誘致をはじめ、小規模保育事業、延長保育事業や一時預かりなどのサービスを拡充してきました。また、子育てアプリを利用した情報提供の実施や子ども医療費助成の対象を拡充しています。

学校教育では、学校施設の耐震化等を推進したほか、ALT※や外国語活動支援ボランティアの配置、ICT を導入した授業づくり、世界遺産や郷土に関する学習などを通じて、確かな学力の育成に加え、特色ある教育を推進しています。

青少年健全育成では、放課後児童会と放課後子ども教室の連携に向けて取組を進めています。

2 心豊かに学び、暮らせるまちづくり

生涯学習や文化芸術、スポーツ活動の推進では、成人や子ども向けの教室をはじめ、幅広い年代の市民が参加、鑑賞できる機会を提供しています。図書館においては利用しやすくなるよう、祝日開館や出張サービスポイントの増設をはじめ、子どもの読書活動の促進を進めています。

3 思いやりとふれあいのあるまちづくり

「藤井寺市人権行政基本方針＆人権行政推進プラン」に基づき、人権や国際理解に関する取組を推進しています。男女共同参画では、職場づくり研究会において女性の活躍やワーク・ライフ・バランス推進等に向けた研究を進めています。また、すべての人が多様な生き方を尊重できる社会の実現をめざした「第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」を策定し、男女共同参画への理解に向けた啓発講座や学習機会をはじめ、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるための市民講座などを開催しています。

コミュニティ活動の推進では、住民主体の自治活動を推進するために地域の絆まちづくり交付金の交付をはじめ、自治会の自主的・継続可能な運営を行うための支援を行う市民活動相談会の設置、自治会加入促進に向けた PR などを行っています。

※待機児童：子育て中の保護者が保育所又は学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。
※ ALT（エーエルティー）：外国語指導助手（Assistant Language Teacher）のこと。教員と協力し、外国語の授業支援を行う。

(2) 訪れたいまち

1 にぎわいと新たな活力を生むまちづくり

商業の振興策として、商店街における販売促進活動などを通じて、にぎわいのある商店街づくりを支援しています。また、新たにふじいでら創業スクールを展開し、本市のにぎわいづくりにも寄与する創業支援策に取り組んでいます。工業においては、生産性向上に取り組む中小企業への支援を行っています。

都市型農業の振興に向けては、農業者と住民との交流を深め、幅広く農業に対する理解と認識を得るための朝市・トラック市を継続して開催しています。

観光振興では、シティプロモーション施策と連携しながら、観光アプリ・市プロモーションサイト・SNS などを活用して情報発信に取り組んでいます。また、地域ビジネス創造プロモーション事業を通じて、新しい藤井寺ブランド「FRAP（エフラップ）※」を創設し、「食」をはじめとする既存の商品サービスの魅力向上や、新しい特産品の開発と販売促進を行っています。

にぎわい・交流拠点づくりでは、藤井寺駅周辺市街地各地区の個性を活かすとともに、本市の玄関口にふさわしい景観形成に向け、検討を進めています。また、市民主体のまちづくり協議会等が開催するイベントとの連携や、駅北交流広場のステージの利用促進などにより、にぎわいや魅力づくりを行っています。

2 歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり

未整備であった古墳の説明板を整備するとともに、インターネットを介し、多言語情報を読みとれるように整備を行っています。

また、藤井寺市らしい景観形成を図るため、地域特性を踏まえた景観づくりや市民の景観に対する意識啓発を行っています。葛井寺エリアでは、沿道住民とワークショップ※を重ね、景観整備を進めています。

道路ネットワークの充実に向けては、広域幹線道路※や都市計画道路の整備推進と生活道路を含む市道の維持管理や安全対策を行っています。

※ FRAP（エフラップ）：Fujiidera Wrapping Promotion の略で、藤井寺市で伝統を積み重ねてきた老舗と個性豊かな感性で若者から人気を集めるお店・作家が手を取り合い、イベントの開催やコラボ商品の開発を実践するなど、藤井寺市の新しい魅力を生み出す取組のこと。
※ワークショップ：色々な立場の人がアイデアを出し合い、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、共同で学び合意形成を図るための集まり。
※広域幹線道路：主要幹線道路のうち、国道など、複数の生活・経済圏を連絡する道路のこと。

(3) 住み続けたいまち

1 快適で良好な生活空間のあるまちづくり

「藤井寺市水道施設総合整備計画」に基づき、上水道施設の更新、耐震化を進め、安全で安定した水の供給に努めています。公共下水道事業では、公共下水道の面整備に加え、水洗化の促進に向け個別訪問による啓発を行っています。

安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備に向けては、「藤井寺市空家等対策計画」や「藤井寺市耐震改修促進計画」に基づき、空家対策の推進や住宅の耐震化を促進しています。また、「藤井寺市住生活基本計画」を策定し、住宅政策のあり方を位置づけ、推進しています。

緑とうるおいある環境づくりでは、安全・安心に利用できるよう、公園施設、遊具の修繕・改修をはじめ、地域ぐるみ、市民ぐるみで総合的な緑化促進を図るため、緑化フェスティバル等を通じて啓発を行っています。

2 すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり

地域福祉では CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）※を配置し、地域住民の活動しやすい環境づくりを進めています。また、「生活困窮者自立支援法」に基づき、必須事業の自立相談支援事業と住居確保給付金をはじめ、すべての任意事業を実施しています。

障害福祉では、「藤井寺市手話言語条例」の制定をはじめ、障害のある人への合理的配慮への啓発、施設のバリアフリー化や各種福祉サービスの充実などにより、ハード・ソフト両面から障害のある人の生活や社会参加などを支援しています。

高齢者福祉では、市民が自身の健康づくりのために様々な職種の話が聞ける機会を提供するとともに、介護予防のためのご当地体操「ええとこふじいでら♪体操」を創作し、地域で「ええとこふじいでら♪体操」を実施する住民グループの支援を行っています。また、地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築・強化をはじめ、地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターと連携しながら、地域の支え合い・助け合いの体制づくりを進めています。

社会保障では、体制強化により特定健診及び特定保健指導の受診率・実施率の向上を図るとともに、健診データやレセプトデータを活用し、保健指導において優先度の高い対象者の絞り込みや受診勧奨を行っています。

地域医療においては、市立藤井寺市民病院と地域医療機関との連携の強化や専門外来の設置などを進めています。

健康づくりでは、がん検診において、複数のがん検診を同時に受診できる日の設定や、日曜日の申込み及び検診日の設定、無料クーポンの発送、未受診者への再勧奨などを行い、受診機会の拡充を図っています。また、母子保健では、多胎妊婦の方を対象に妊婦健康診査の追加助成や産前産後サポート事業により妊産婦への支援を強化しています。

※ CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）：地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組や住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者のこと。

③ 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり

「藤井寺市地域防災計画」に基づき、建物の耐震化、食糧や日常品の備蓄を進めるとともに、講座や広報などを通じて、市民への防災意識の周知啓発や、「藤井寺市防災ガイドブック」や広報などを活用して防災情報を発信しています。

消防・救急体制では、頻発する自然災害や多様化する災害への対応に向け、高度救助隊の運用を開始し、救助体制を増強するとともに、救急体制では、救急救命士の養成に取り組んでいます。

危機管理では、「危機管理対応指針」の見直し、「危機管理対策推進本部」の設置を進めるとともに、緊急時等の多様な情報伝達手段の確保に向けたシステムの導入など、環境の整備が進んでいます。

防犯体制では、羽曳野警察署管内防犯協議会との連携や、藤井寺市防犯委員会を通じた各種防犯活動により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する地域防犯体制が充実しています。

交通安全対策では、交通安全運動等を通じて、交通安全意識の向上を行っています。また、「福祉のまちづくり条例」「藤井寺市交通バリアフリー基本構想」等に基づき道路施設のバリアフリー対策を進めています。

消費者保護では、消費生活センターを設置し、相談体制を整備したほか、地域での出前講座や消費生活講座を実施し、消費者教育を推進しています。

④ 人に、未来にやさしい、環境に配慮したまちづくり

自然環境の保全では、「藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画～ ECO$_2$（エコツー）プランふじいでら～」を策定し、二酸化炭素排出量削減に向けた体制づくりを行うとともに、環境教育・学習として市内小学校での「ヤゴ救出大作戦」を継続的に行っています。

環境美化では、環境美化の啓発をはじめ、「藤井寺市美しいまちづくり推進条例」に基づき、市内の美しいまちづくりに向けた取組を推進しています。

また、循環型社会※の形成に向け、「藤井寺市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進する等4R※などを進めています。

※循環型社会：限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会のこと。
※ 4R（4アール）：Refuse（リフューズ）断る、Reduce（リデュース）減らす、Reuse（リユース）繰り返し使う、Recycle（リサイクル）再資源化する、の4つの総称のこと。

4 | 市民アンケート結果

●調査の目的

第五次藤井寺市総合計画・後期基本計画の策定にあたり、市民の意見を把握し、これからのまちづくりの方向を定めるための基礎資料として活用することを目的としています。

●調査対象者

市内在住の 18 歳以上の 3,000 人（住民基本台帳から無作為抽出）

●調査期間

平成 30 年 12 月 17 日～平成 31 年1月 16 日

●調査方法

郵送配布・郵送回収調査法

●回収結果

a. 発送数　　3,000 件
b. 有効回収数　1,037 件
c. 回収率　　34.6%（b/a）

◆藤井寺市への愛着

今回調査では『愛着や誇りを感じている』（「愛着や誇りを感じている」「少しは愛着や誇りを感じている」）が 67.7%となっています。

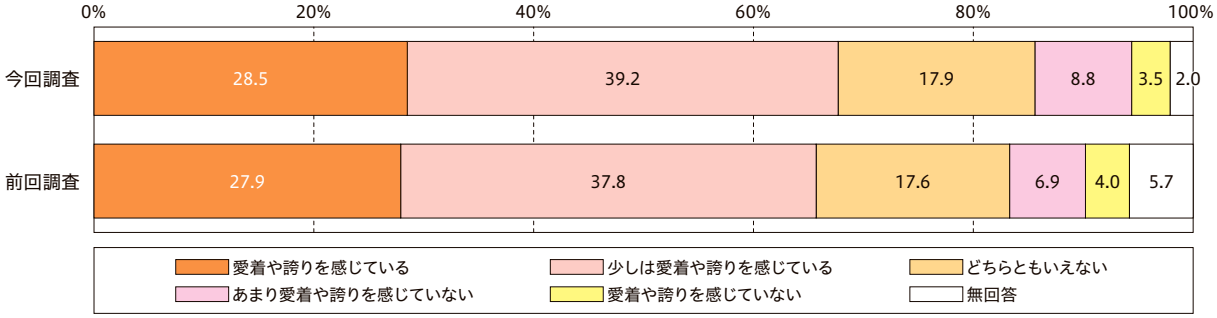

◆定住意向

前回調査と比較すると、「住み続けたい」、「住み続けたくない」と思う割合について、それぞれあまり差はみられませんが、「どちらともいえない」は 6.2 ポイント増加しています。

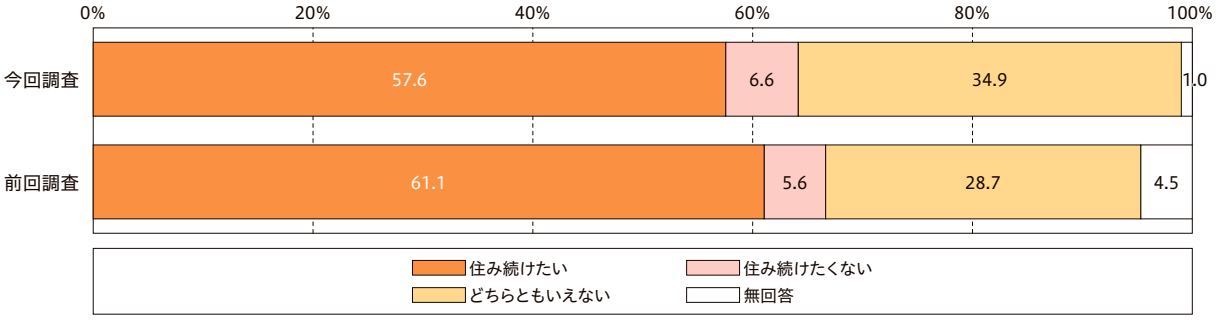

※平成 26 年に実施した市民アンケート調査を「前回調査」として表記している。

◆住み続けたい理由（3項目まで選択）

前回調査と比較すると、「災害による被害が少なく安心して暮らせる」が 7.1 ポイント減少しています。

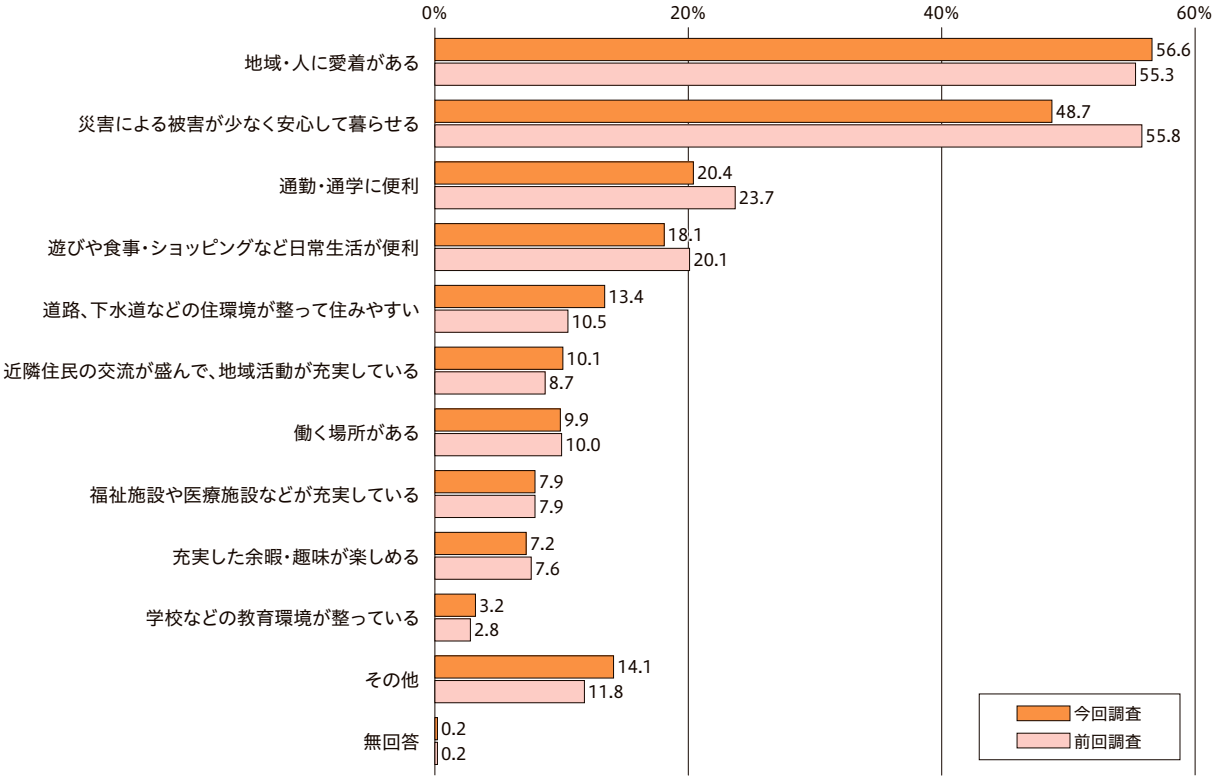

◆住み続けたいと思わない理由（3項目まで選択）

前回調査と比較すると、「充実した余暇・趣味が楽しめない」が 7.1 ポイント増加しています。

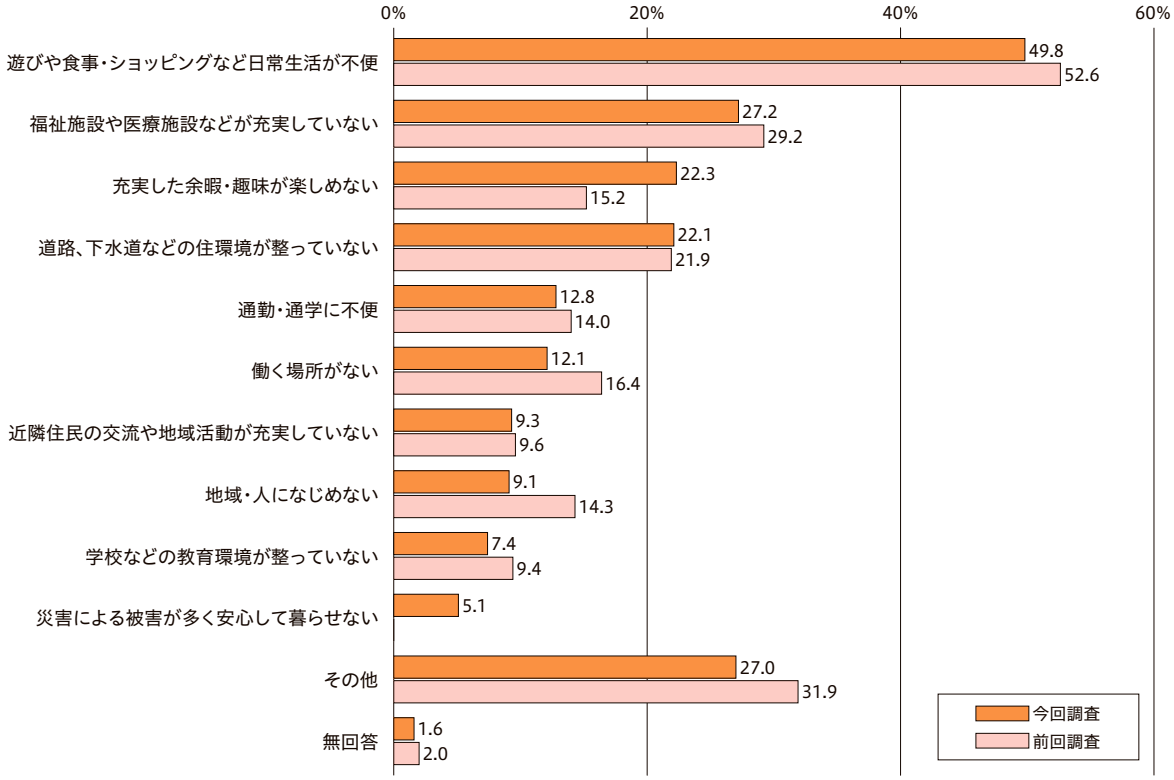

◆施策分野別満足度

施策分野別満足度で「とても満足」と「やや満足」が「やや不満」と「とても不満」を上回るのは、37 項目中 11 項目となっています。「とても満足」と「やや満足」が多い上位３件は、「水道水の安定供給」「下水道の整備」「公共交通機関の利便性」、一方「やや不満」と「とても不満」が多い上位３件は、「生活道路・歩道の整備」「買い物の便利さ」「住環境整備（建物の耐震化、空き家対策など）の推進」となっています。

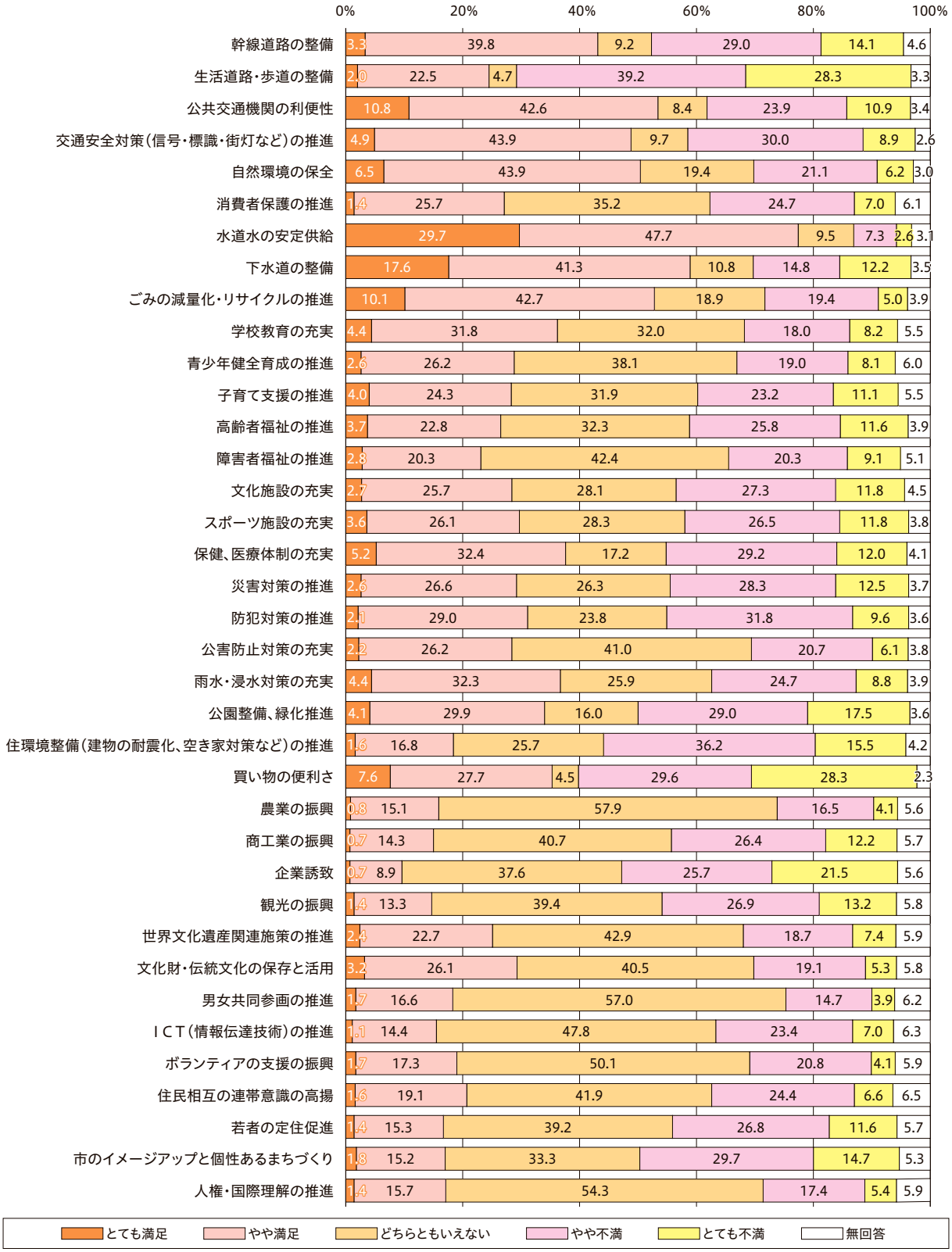

5 | 後期基本計画における重点課題

重点課題 1　まちの強み・機会を活かした にぎわい・活力づくりが必要です

○百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産に登録され、これまで以上に本市の魅力向上やにぎわいの創出、そこから生じる経済波及、さらには市民の誇りの醸成など、様々な効果が期待されます。
○こうした機会は、インバウンドの増加にもつながることが予測されるため、インバウンドへの対応や藤井寺市らしい景観づくりなどがより一層求められます。
○西名阪自動車道・藤井寺インターチェンジを有するとともに、近鉄南大阪線により、大阪都心部との時間距離が約 13 分といった本市の立地的な強みを活かし、交流人口のさらなる増加を図る必要があります。
○まちの利便性や豊かな歴史文化資源・うるおいある住環境など、まちの誇りや魅力を再認識し、地域の内外へと広めていくことが必要です。

重点課題 2　安全・安心に暮らせるための 取組の強化が必要です

○近年、大規模かつ、多様化する自然災害が頻発する中、市民アンケートでは、本市に住み続けたい理由として、「災害による被害が少なく安心して暮らせる」が 5 年前まで最も高かった結果から変化もみられ、災害への懸念が高まっているといえます。
○今後、防災・減災対策を進め、危機管理体制を強化し、災害に強いまちづくりを進めていくことがより一層必要となっています。
○災害時への対応においては、地域コミュニティによる助け合い・支え合いによる対応をはじめ、消防団活動や各地区の自主防災組織の連携などを通じ、自助・共助・公助の取組を強化していく必要があります。

重点課題 3　人口減少、少子化・高齢化の影響への 対応が必要です

○少子化・高齢化が進む中、高齢化が進む地域コミュニティにおいては、見守り・支え合い活動やセーフティネット※の構築などがより一層重要となってきます。

※セーフティネット：個別の支援を必要とする人が、安心して生活ができるようその状況に応じた福祉サービスや支援を受けることができる仕組みのこと。

○また、高齢者がこれからも身近な地域で元気でいきいきと暮らせるよう、健康づくりや介護予防に取り組むとともに、医療や介護の連携をはじめ、認知症対策など、身近な地域で生活していくための支援が必要となっています。
○少子化対策の一環として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、子どもを安心して生み育てられる環境づくりが必要です。
○このような人口動向においては、税収の伸びが見込みにくい上に、医療や介護などの社会保障関係費が増加する厳しい財政状況が常態化することが想定されるため、今後も将来の藤井寺市にとって必要な施策を見極め、取組の重点化と財政の健全性の維持に努めていく必要があります。

重点課題 4　参画と協働によるまちづくりが必要です

○多様化・高度化する市民ニーズに対応するとともに、地方分権の流れの中、自主・自立のまちづくりを展開するためには、行政だけではなく、地域の担い手である市民や事業者などの参画と協力が必要となっています。
○本市は、従来から地域活動が活発であり、支え合いの精神が盛んな地域ですが、近年、単身者や核家族世帯の増加、価値観の変化などにより、お互いに支え合うという意識が希薄になりつつある側面も見受けられます。
○共生社会の実現が求められている中、誰もが安全・安心に暮らすために協働によるまちづくりを推進する必要があります。
○駅周辺のにぎわい創出など、市民がやりがいと責任を持って主体的に活動する機運が高まっている中、今後も、多様な主体との協働によるまちづくりを進めていくためにも、各分野における市民参画や協働の促進が必要となっています。

重点課題 5　持続可能な行財政運営に向けた対応が必要です

○人口減少や少子化・高齢化の進行等を背景に、厳しい財政状況が見込まれるため、「選択と集中」により、将来にわたり安定した行財政運営を推進することが今後も重要となっています。
○本市では、これまでの人口増加や市民ニーズに対応するため、公共施設の整備を進めてきましたが、これらの施設の老朽化が進み、一斉に大規模改修や建て替えなどの時期を迎えています。
○今後の人口動向を見据えつつ、市民ニーズにも対応しながら、安定した行政サービスを提供していくことが求められており、適正な維持管理のための手法に基づき、運用していく必要があります。

第4章　後期基本計画の施策の体系

基本構想

- まちを取り巻く背景・課題
- 【まちの将来像】つどい つながり 育つまち　ふじいでら

基本目標

- 住みたいまち
- 訪れたいまち
- 住み続けたいまち

基本方針

- 1 安心して子どもを生み育て、未来を拓くまちづくり
- 2 心豊かに学び、暮らせるまちづくり
- 3 思いやりとふれあいのあるまちづくり
- 1 にぎわいと新たな活力を生むまちづくり
- 2 歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり
- 1 快適で良好な生活空間のあるまちづくり
- 2 すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり
- 3 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり
- 4 人に、未来にやさしい、環境に配慮したまちづくり

分野横断共通施策

- 【協働】市民・行政のパートナーシップの確立
- 【行財政運営】まちを経営するトータルマネジメントの推進
- 【魅力創出・発信】まちの魅力づくり・情報発信

重点戦略

- 子ども・子育て安心プロジェクト
- まちなかにぎわいアッププロジェクト
- いきいき長寿プロジェクト